

第8回 広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会まとめ

《開催日》 平成20年2月27日（水）午前10時30分～午後0時00分

《場 所》 豊岡市日高総合支所 2階 第一会議室

《出席者》 委員：寺嶋均、森住明弘、八村智明、吉田勲、定元之雄、狩野昇、
山田政五郎、井上政信、中田雄久、中村聖司、久保田八千代、
西垣好博、荒井泰史、足田仁司 （敬称略）

組合：施設整備課職員他10名 合計23名

傍聴：5名

《内 容》 … 委員会次第

1 開 会

2 協 議

(1) 二次評価について

① 市町有地、情報提供地評価

② 施設建設理解に関する評価

各候補地区意見等とりまとめ及び評価について

3 その他

2 協 議

(1) 二次評価について

①について

《質疑》

Q： 農振地域の場合、制度資金を活用していると思う。そこで辻区の農振解除は簡単にできるのか。

A： 高齢化等により現況は耕作困難であるとのことである。補助金適正化法の関係もあるが、担当者のお話では、公共事業を行なう場合であれば可能であるということである。現段階では調査していない。

Q： 小河江の簡易水道は30t/日の水を使っているが、施設整備後に影響は出ないか。もし、出るとするならば、どのような対策を講じるのか。

A： 小河江の場合、施設用水は簡水及び豊岡市上水道からの取水は難しい。おそらく八代か奈佐から持ってくることになるが、今後の検討である。

Q： 伊賀谷の施設用水の取水方法は。

A： 伊賀谷は区の下からの豊岡市上水道か、伊賀谷水系で取るかだと思う。これも今後の検討である。

Q： 二見水源への影響についてはどう対応するのか。

A： 区の説明会でも指摘があった。今後、ここを絞り込む場合には調査を要する。

Q： 辻の保安林解除は可能か。

A： 可能であるが時間はかかると思う。しかし候補地と決まれば生活環境影響調査の期間に解除申請を並行して行う。タイムスケジュールに影響はない。

Q： 小河江・八代の専用道路の距離 1,230mメートルはどこから計測したものか。

A： 当該地は県道日高竹野線より 2 方向からの進入が可能であり、2 つの進入口の間の距離である。現段階は残土処分用の専用道路として整備されるが未舗装である。施設整備をする場合は舗装する必要がある、事業主体はこちら側となる。ゆえに全線をあげている。

《結論》

- ・ 検討の結果、この 3 箇所は候補地として妥当である

②について

《質疑》

Q： 説明会及び先進地視察での各区の反応はどのようなものか。

A： 袴狭区の説明会では、一部より「来ないでくれ。」という強い反発があった。八代区では、「山林買収当初の話と違う。経過について説明して欲しい。」等の意見があった。視察は樞原市の場合、50年の長期に渡って施設があるが、健康面、環境面に被害はないということであった。

Q： 最終決定までに再度説明会を希望する区は無かったか。

A： 特になかった。

Q： 個々の問題を解決するには信頼関係が必要になると思うが、その意味から、説明会は 1 回だけで済まし、今後は行わないのか。

A： 今回の説明会は、一次候補地に選定された段階での疑問や不安を解消することを目的に開催したものである。最終決定後は、該当区に対し誠心誠意理解を得ることに努力する。

Q： 八代区は、残土埋立時から本日までの対応の経過からすると、最終候補地に決定すれば事業を進めることが困難であると思う。埋立の段階で跡地利用については、市と後で協議するとは言いながら、話を持ってきたのは組合だ。約束違反になっている。当区への対応は、最終的に絞り込んだ後では遅いと思うが。

A： 区長からはその旨も聞いている。一次候補地の選定された直後に、豊岡市として挨拶に伺ったことを確認している。その内容は、挨拶に伺った経過や区に説明する順番が組合が先になった理由を説明したようである。

Q： 袴狭区の発言にあった小野川ショートカット事業にかかる、未施行の地元要望事業の事業主体はどこか。

A： 主体は国交省・県である。

Q： 説明会・視察を経ても地元としては寝耳に水のところがある。時間的な制約も

あるが、説明はもっと行うべきと考えているが。

A： 事業に対する考え方について、我々と地元には大きなギャップがあると思う。指摘どおり、できる限り丁寧に最大限努力を図っていきたい。

Q： 隣接区住民への説明も必要である。それについてはどうか。

A： 隣接区についてはケース・バイ・ケースで説明をして理解を得ることが必要であると考えている。

Q： 説明会での宿題はあったのか。その場合、どのように回答しているのか。

A： 質問事項については、その場でできるものはその場で回答し、できないものについては、後日回答することとしている。説明しきれない場合は、専門家による説明会も考えている。

Q： 選定された箇所に合わせて、選定されなかった場所に対しても十分な説明が委員会として必要である。それを前提に、二次評価案については委員長が原案を作成し、次回の委員会で提案してはどうか。

A： 現時点では全てにおいて同じレベルとして扱い、最終的な評価案をまとめたいと考えるが、その際に納得できる理由を整理する。その際に個人情報が出てくる場合があり、事前に非公開で案の精査を行う必要がある。用地取得の可能性は大きな比重を占めている。

《意見等》

- ・ 八代・小河江は、市有地であるから簡単にことが進められると安易に考えてはならない。市有地であるがゆえに、地元に対する丁寧な対応が必要である。
- ・ 先進地事例の勉強を我々もする必要がある。それを基に、北但にあった地元対応の手法を検討する必要があると思う。
- ・ 上郷区を断念した後も、同区に対して誠心誠意対応をしてきたと行政側は思っているかもしれない。しかし、他の事例でも、行政と住民との意識には大きな乖離が見られることがよくある。候補地に決まった区は当然であるが、決まらなかった区に対しても、今後の取扱いには十分気をつけることが必要である。

《結論》

- ・ 選定された箇所に併せて、選定されなかった場所に対しても十分な説明が委員会として必要である。それを前提に、二次評価案については委員長が原案を作成し、次回の委員会で提案する。
- ・ 原案の作成には、①現時点では一次候補地を全て同じレベルとして扱う②選定における客観的で納得できる理由の整理 を留意してまとめる。
- ・ 固有名詞等の記載が必要となることが考えられる為に、原案の精査については次回委員会は非公開とする。

その他

次回委員会 第9回選定委員会

日 程 3月7日(金) 午前9時30分より(非公開) 場所は未定